

## 第3章 計画の基本事項

### 1 基本理念と基本方針

#### (1) 基本理念

私たちが日常生活を営む限り、ごみは発生し、環境に大きな負荷を与えています。

この負荷をできる限り小さくするためには、ごみはなるべく出さないことが第一で、やむを得ず排出する場合は分別を徹底し、できる限り資源化を行い、どうしても資源化できないものだけを適正に最終処分していく「循環型都市」を構築することが重要です。

本市では、環境への負荷をできる限り軽減させるよう「循環型都市よこすか」の推進をこれからも目指していきます。

「未来へつなぐ“循環型都市よこすか”の推進」

#### (2) 基本方針

基本理念を実現するため、基本方針を掲げ、ごみ処理施策を実施し計画を推進していきます。

- 3R（リデュース、リユース、リサイクル）に、リフューズを加え「3R+1」\*1を基本方針とし、ごみを減らす取り組みを推進します。
- SDGs\*2を達成するための取り組みを推進します。

【用語解説】 \*1 3R+1：17ページのコラム参照

\*2 SDGs：18ページのコラム参照

コラム 3R+1って・・・	
Reduce（リデュース：発生抑制） 生産、流通、販売、消費のものの流れの各段階でごみの発生を抑えます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 使い捨てではなく詰め替えできる商品を積極的に利用する</li> <li>• 最後まで使い切る</li> </ul>
Reuse（リユース：再使用） いったん使用されたものでも再び使用することで、ごみとして排出されることを抑えます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 不要になったものは、必要とする人に使ってもらおう</li> <li>• ミスコピーや片面広告はメモ用紙などに利用する</li> <li>• 再使用できる容器に入った製品を選ぶ</li> </ul>
Recycle（リサイクル：再生利用） 再使用できず、ごみになる場合はできる限り減量化、資源化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 正しく分別して資源としてリサイクルする</li> <li>• 地域の集団資源回収を利用する</li> <li>• リサイクル製品を使う</li> </ul>
+	
Refuse（リフューズ：拒否、発生抑制） 不要なもの、余計なものは断ることでごみを生じさせません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• マイバックなどを持参し、レジ袋は断る</li> <li>• マイはしを使用し、割りばしは使わない</li> <li>• ごみになるものは受け取らない、買わない</li> </ul>

コラム ほかにもある「R」	
<ul style="list-style-type: none"> <li>• Rebuy（リバイ） リサイクルされたものやリユース品を積極的に購入または利用することです</li> <li>• Repair（リペア） 壊れても直せるものは、必要な修理をして長く使い続けることです</li> </ul>	

コラム SDGs とは

SDGs とは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能で、よりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成されています。

ごみ処理基本計画では特に以下の6つの目標の達成を目指します。

 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>ゴール： あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>ゴール： 強靱なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p> <p>主なターゲット 9.4 資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大により持続可能性を向上させる</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>ゴール： 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市および人間居住を実現する</p> <p>主なターゲット 11.6 大気や廃棄物を管理し、都市の環境への悪影響を減らす 11.b 総合的な災害リスク管理を策定し、実施する</p>

 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>ゴール： 持続可能な生産消費形態を確保する</p> <p>主なターゲット： 12.3 世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減させ、生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減らす 12.5 廃棄物の発生を減らす</p>
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<p>ゴール： 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> <p>主なターゲット： 13.1 気候関連災害や自然災害に対する強靱性と適応能力を強化する</p>
 <p>14 海の豊かさを 守ろう</p>	<p>ゴール： 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> <p>主なターゲット： 14.1 海洋汚染を防止・削減する</p>

## 2 計画期間

令和4年度（2022年度）～令和11年度（2029年度）

国の示す「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月）では10年から15年間の長期的視点の計画とされており、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行うこととされています。

本計画は横須賀市基本計画、横須賀市環境基本計画の計画期間と整合を図っています。

## 3 ごみの発生、排出抑制、適正処理のための施策の分類

基本理念を実現するため、基本方針に沿って推進する施策の大枠を示します。

(1) 食品ロス\*、プラスチックごみへの対応など時代に即した施策や事業系ごみに関する施策で「循環型都市よこすか」推進のため、計画期間中に特に重点的に推進する施策

【重点施策】

(2) 啓発や指導など、これからも継続して推進し充実させていく施策

【継続施策】

(3) ごみの有料化など、これからも継続して検討していく施策

【検討施策】

【用語解説】 \* 食品ロス：まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。

## 4 ごみの発生、排出抑制、適正処理のための施策の展開

### (1) 重点施策

#### ① 食品ロスに関する施策



- ・積極的な情報提供に努め、食品ロスの削減に向けた市民・事業者の取り組みを支援します。
- ・家庭から出る燃せるごみに含まれる食品ロスの割合を調査し、その結果を食品ロス削減の市民啓発に活用します。
- ・フードバンク\*<sup>1</sup>団体と連携し、フードドライブ\*<sup>2</sup>の実施やイベントなど身近な場所で食品を寄附できる環境づくりを進めます。
- ・食品ロスの削減の推進に関する法律の基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定します。

#### ② プラスチックごみの削減、資源化の推進



- ・国の方針として示されたプラスチック資源の区分を設けて一括回収することについて国などの情勢を踏まえ、情報収集しながら検討を進めます。
- ・海洋都市 横須賀「海洋プラスチックごみ対策アクション宣言」を踏まえ、海洋プラスチックごみ削減に向けた対策を推進します。
- ・ペットボトルの再利用を促進している流通や製造にかかわる企業等と連携し、ラベル、キャップの分別の徹底やペットボトルの回収に対して市民参加を促します。
- ・プラスチックごみに関して市民、事業者、市が連携し、それぞれが自分ごととして捉えて行動できるよう啓発を行います。

**【用語解説】** \*1 フードバンク：各家庭や食品を取り扱う企業から、まだ安全に食べられるのに廃棄されてしまう食品を引き取り、福祉施設等へ無償で提供する団体・活動のこと。  
\*2 フードドライブ：各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動のこと。

### ③ 事業系ごみに関する施策

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」（廃棄物処理法（正式名称：廃棄物の処理及び清掃に関する法律）第3条第1項）とされています。

本市でも、事業系一般廃棄物の自己責任による処理を原則とし、収集・運搬については、許可業者への委託など事業者負担による収集・運搬とし、焼却などの処分は、処理手数料の負担を求めたうえで、市施設での受け入れ、適正処理を行っていきます。

事業系ごみの減量化・資源化の促進について示します。

#### ・食品廃棄物のリサイクルの促進



食品リサイクル法（正式名称：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）により、食品関連事業者によるリサイクルが推進され、国による指導、助言がされていますが、市から排出事業者へ啓発するとともに、食品廃棄物の発生抑制、減量化につながる施策を検討します。

#### ・紙類の減量化、資源化



燃せるごみに混入されている紙類や、市役所を含めた事業者が焼却処理している紙類などを資源化につなげる施策を検討し、資源化率の向上とともにごみの減量を推進します。

## (2) 継続施策

### ① ごみの減量化、資源化、適正処理のための啓発



市では「3R+1」の推進のために様々な啓発を行います。

#### 【主な啓発】

- ・児童や生徒に対するごみ教室の開催や啓発冊子の発行
- ・ごみ分別パンフレットや収集カレンダー（外国人向け含む）の発行
- ・スマートフォン用にごみ分別アプリの配信やLINEによる周知啓発
- ・広報紙やホームページによる周知啓発
- ・ごみトーク\*<sup>1</sup>やごみ問題学習会の開催
- ・アイクルフェアなどイベントの開催
- ・クリーンよこすか市民の会\*<sup>2</sup>、ごみダイエット推進員\*<sup>3</sup>などとの市民協働による啓発活動
- ・リサイクルプラザや横須賀ごみ処理施設の見学による分別や処理の周知
- ・高齢者等に対する分別や収集方法の啓発
- ・**生ごみ減量化処理機器を購入する市民に対する補助制度の推進**

### ② ごみの排出指導



ごみ排出ルールの徹底を図り、ごみの減量化を推進するため、ごみの搬出に関する指導を行います。

#### i) 市民に対する指導

- ・集積所における排出指導
- ・ポイ捨てや路上喫煙に対する指導
- ・不法投棄に対する指導
- ・集積所からのごみ持ち去りに対する指導

【用語解説】 \*1 ごみトーク：ごみと資源物の分別やごみの減量化、不法投棄や集積所のルールなど、日ごろ疑問に感じていることや地域で困っていることについて、職員が直接、市民の皆さんの所に伺って話をさせていただく場のことです。

\*2 クリーンよこすか市民の会：「私たちの町は私たちの手によって」を合言葉に、清掃美化等の実践と啓発に努め、クリーンなまちづくり運動を推進する市民公益活動団体のことです。

\*3 ごみダイエット推進員：廃棄物の処理及び清掃に関する法律で規定されている「廃棄物減量等推進員」のことで、ごみの減量のため地域のリーダーとして指導的役割を果たしていただく方のことです。市長が委嘱しています。

ii) 事業者に対する指導

- ・排出事業者に対する指導
- ・不法投棄に対する適正処理指導

③ 処理手数料の適正化

ごみの排出抑制およびリサイクルの推進を図るため、ごみの処理手数料について、処理経費を踏まえ、受益者へ適切な負担を求めていくことも含めて見直します。



④ 分別区分の整理

リサイクルプラザの安定的稼働のため「びん」の単独分別について検討します。

分別の理解しやすさや集積所の清潔の保持、高齢者に配慮した分別などの観点から市民サービスの向上につながるよう分別区分の整理を検討します。



⑤ 高齢者等のごみ出し支援

高齢化によりごみ出しが困難になる状況や、地域社会からの孤立や生活への意欲喪失により多量のごみを溜め込んでしまう状況（いわゆるごみ屋敷）などに対応するため、福祉や地域コミュニティの部署と連携し支援収集の充実を図ります。

また、分別の変更を検討する際は、高齢者の視点に立って、分かりやすい分別を検討します。



⑥ 剪定枝（枝・草等）の資源化

造園事業者や公園清掃などから排出される剪定枝（枝、草等）の資源化の推進に引き続き取り組みます。



⑦ 海岸漂着ごみの円滑処理

魅力ある自然海岸を保全するため、海洋プラスチックごみをはじめとする海岸漂着物等を円滑に処理する体制を維持し、引き続き（公財）かながわ海岸美化財団、港湾管理者等と連携を深め、迅速な処理体制を構築していきます。

また、市民や団体のボランティア清掃活動は、地元に着した効果的な海岸清掃となっており、海岸美化の推進に大きな役割を果たしています。そのため、市はボランティア団体や関係機関と連携を図り、海岸美化活動の推進と自然海岸の保全に向け、回収された漂着ごみの適正な処理に努め

ていきます。

なお、横須賀市の自然海岸の漂着ごみは燃せるごみ、不燃ごみに分別され、横須賀ごみ処理施設へ搬入され処理されます。



⑧ ポイ捨て防止及び路上禁煙の徹底

ポイ捨て防止、路上禁煙徹底のキャンペーンやクリーンよこすか市民の会との連携などを通じて、更なる環境美化の推進を図ります。

また、路上禁煙の啓発活動を主体的に行う商店街や町内会等の団体に対し、「のぼり旗」や「啓発ポスター」を提供します。



⑨ 不法投棄対策の強化

生活環境の保全、改善のため、警察や関係する機関と連携を深め、定期的なパトロールを継続し、不法投棄の防止対策を強化していきます。

また、市民、町内会、自治会等からの情報にいち早く対応し、不法投棄を「しない、させない」体制を実現していきます。



⑩ 適正処理困難物および排出禁止物に関する指導

本市では廃棄物処理法第6条の3第1項や本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第27条の規定に基づき、適正処理困難物については、市民に対して販売店等による引き取りなどを利用するよう協力を求めています。

また、排出禁止物としては、「有害性物質を含むもの」「危険性のあるもの」などを同条例第24条に規定し、使用者の責任での適正な処理を指導していきます。

(3) 検討施策



① 家庭系剪定枝の資源化

事業系剪定枝の資源化に続き、家庭系剪定枝を資源化するため実施の効果、収集方法などを検討します。



② 家庭ごみの有料化

3R+1の推進や負担の公平化などを目的とする家庭ごみの有料化について、導入の効果や有効な方法などを近隣他都市の状況を参考に、**廃棄物減量等推進審議会\***へ諮り、意見を伺いながら検討します。

**【用語解説】** \* **廃棄物減量等推進審議会**：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7第1項の規定に基づいて設置。廃棄物の減量化及び資源化の推進に関して審議することを目的としています。



③ ごみ処理に関する新たな技術等の調査、検討

紙おむつの資源化やプラスチック資源への対応など新しい技術に対して広く情報収集するとともに、必要であれば導入まで見据えて調査、検討します。

感染性のあるものや紙おむつなど、ごみの分別や排出方法等を新たに検討する際は、プライバシーや個人情報保護の観点を考慮して検討を進めます。

また、これらの感染性廃棄物が多量に発生する恐れのある大規模災害時の収集、運搬方法や適正処理の検討を進め、災害廃棄物処理計画との関連を整理します。

リユースを促進、支援する仕組みを検討します。

コラム

いろいろなリサイクル法

「循環型社会」の形成に向けた基本原則や、施策の基本的事項の枠組みを示す循環型社会形成推進基本法に基づいて以下のように様々なリサイクルの個別法が制定されています。

リサイクルを促進するための個別法

- ・容器包装リサイクル法
- ・食品リサイクル法
- ・建設リサイクル法
- ・小型家電リサイクル法

容器包装プラスチックや小型家電は市町村により回収し再資源化を進めています。食品廃棄物、建設廃材については製造・加工事業者や受注事業者等によりリサイクルすることとされています。

市町村で処理が困難な廃棄物に対する個別法

- ・家電リサイクル法
- ・自動車リサイクル法

エアコンや自動車など市町村による適正処理が困難な廃棄物は、家電リサイクル法や自動車リサイクル法などにより再商品化や製造事業者による処理体制が整ってきています。

「適正処理困難物」とは、

市町村の設備や技術に照らして、その適正な処理を行うことが困難な大型ごみ等について、国は廃棄物処理法第6条の3第1項の規定に基づき、「大型テレビ」「大型冷蔵庫」「スプリングマットレス」「自動車用タイヤ」を平成7年に適正処理困難物として指定しました。

本市においても、廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第27条の規定から、平成9年に「小型テレビ」「小型冷蔵庫」「エアコン」「洗濯機・衣類乾燥機」「パソコン」「ワープロ」を指定しました。

現在、家電リサイクル法により「テレビ」「冷蔵庫・冷凍庫」「エアコン」「洗濯機」は製造事業者等が引き取ることになり、資源有効利用促進法により、「パソコン」も同様な取り扱いになっています。

また、本市では「自動車用タイヤ」は以下に示す「排出禁止物」としてしています。

「スプリングマットレス」は、粗大ごみとして出すことは可能ですが、市民には販売店等での引き取りを利用するようお願いしています。

「排出禁止物」とは、

条例第24条第1項に規定するもので本市のごみ処理施設で受け入れることはできません。具体的には以下のものです。これらの処分については市の分別パンフレットをご覧ください。

① 有害性物質を含むもの	バッテリー、化学薬品、農薬（家庭園芸用薬品）など
② 著しく悪臭を発するもの	排泄物が残ったままの紙おむつなど
③ 危険性のあるもの	ガスボンベ類、消火器、注射針、メス、石油類、廃油、シンナーなど
④ 容積又は重量の著しく大きいもの	耐火金庫、大型電気温水器、ピアノ、農機具、船外機、乗用草刈・芝刈機、コンプレッサー、電動カート、電動車いす、ボートなど
⑤ その他処理に支障を及ぼすおそれがあるもの	原動機付自転車、オートバイや車の部品及びタイヤ、瓦、ブロック、タイル、レンガ、コンクリート、セメント、土砂、砂利、石（石製製品を含む）、モルタル、石膏ボード、ソーラーシステム、木の根（直径20センチメートル以上）、鉄筋、陶器製の便器、塗料、事業用業務機器、フロンガス使用製品（冷風機・除湿機など）、うす、ウォーターベッド、オイルヒーターなど

## 5 基本理念からつながる施策の体系

基本理念からつながる施策と各施策が関連する基本方針（3R+1、SDGs）の項目を示します。

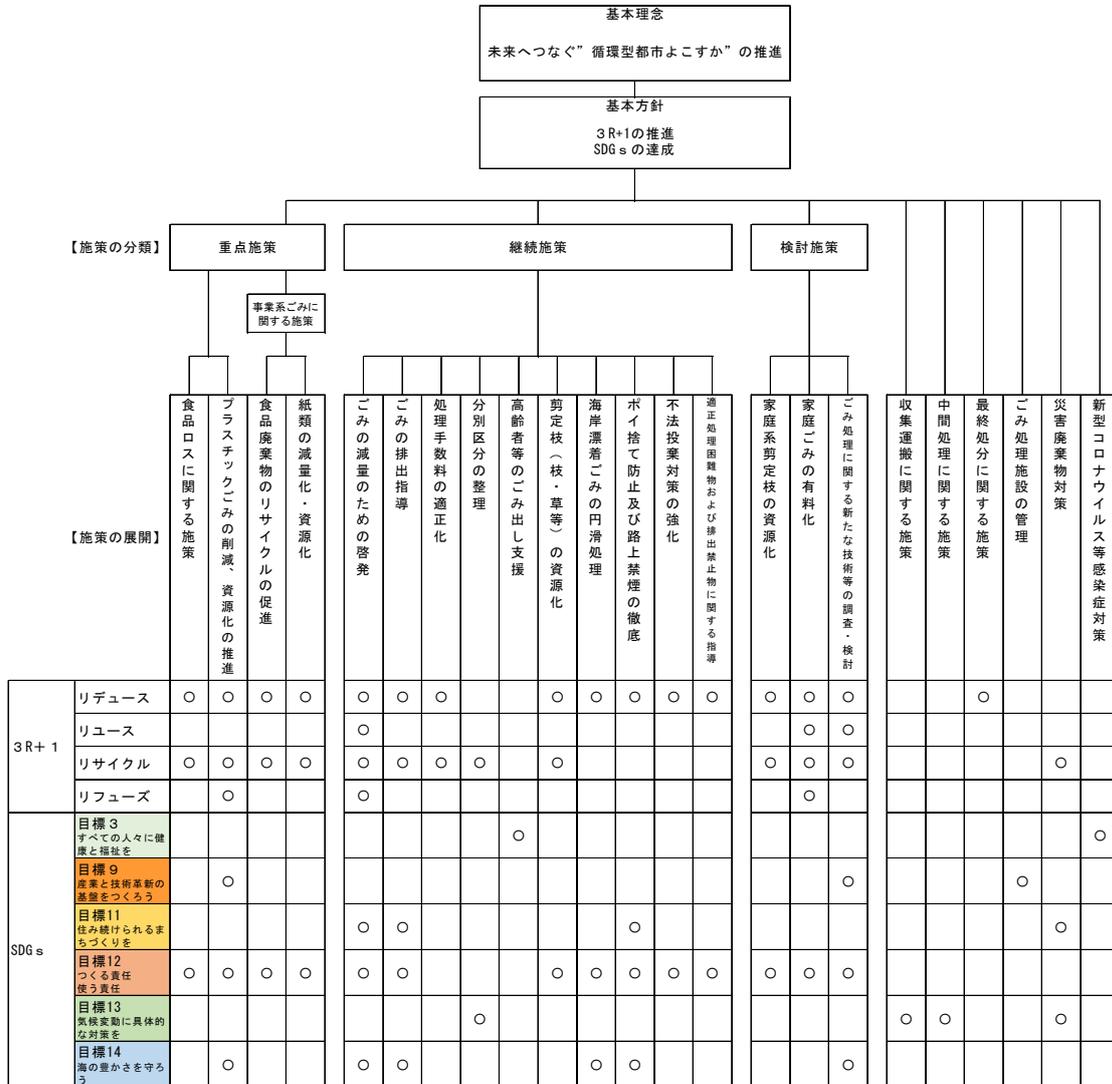


図3-1 施策の体系

## 6 市民・事業者・市の役割

ごみの発生、排出抑制のためには市民、事業者、市が一体となって取り組むことが重要です。各施策を達成するための市民、事業者、市の役割を示します。

### (1) 市民の役割

- ① 不必要なものを買わないこと、受け取らないことなどを日頃から意識し、使い捨て製品の使用を控えるとともに、マイバックを持参するなど、なるべくごみを出さないことを心がける。
- ② 食品の購入にあたっては、賞味期限、消費期限を正しく理解し、計画的な買い物や調理の工夫などにより、食品ロスの削減に努める。
- ③ 生ごみの排出時には、水切りに努め、生ごみ減量化処理機器を積極的に利用する。
- ④ 分別排出を徹底し、資源ごみの分別や集団資源回収に協力する。特にリサイクル可能な「その他の紙」の集団資源回収への排出に努める。  
また、汚れた容器包装プラスチックは軽くすすぐ、もしくは汚れをふき取り、特に2重袋では出さない。
- ⑤ 家具や衣類などの生活用品は修理、修繕してできるだけ長く使用する。  
また、リサイクル製品の購入や使用促進に努める。
- ⑥ プラスチック資源の分別区分の変更や新たな資源化施策に協力する。

### (2) 事業者の役割

- ① 事業活動に伴って生じた廃棄物については、自らの責任において適正に処理する。
- ② 使い捨て製品の販売、製造を減らすよう努め、廃棄された後には環境への負荷が少ない製品開発に努める。
- ③ 製造、販売業者の連携による余剰食品の減少、外食産業における食べ残し対策など、食品廃棄量の抑制に努める。
- ④ 簡易包装の推進、梱包方法の工夫などにより、商品の梱包材使用量を抑制する。
- ⑤ 資源回収業者や許可業者への委託などにより資源物のリサイクルを図る。

### (3) 市の役割

- ① 本計画の基本方針に沿ったごみの減量化、資源化施策の推進を図り、市民、事業者がそのための取り組みを円滑に実施できるよう、積極的に支援、啓発を行う。

- ② ごみの排出、処理の状況や資源循環、適正処理に係る法制度や技術的動向などの情報を適切に提供する。
- ③ 廃棄物の発生抑制を促進する施策について、国や県などに積極的に働きかけを行う。
- ④ 市自らも庁舎内等におけるごみの減量化、資源化に努め、積極的にグリーン購入\*を推進し、再生資源等の使用に努める。

**【用語解説】** \* グリーン購入：各購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを優先して購入すること。

## 7 ごみの適正な処理に関する事項

### (1) 分別して収集するごみの種類と分別区分

家庭などから排出されたごみを資源化、適正処理するためには、排出する段階から再生利用等に配慮した区分で分別排出、収集することが重要です。本市で処理するごみの分別区分、種類、収集方法を示します。

表3-1 分別区分・ごみの種類・排出方法等

分別区分	ごみの種類	排出袋等	排出・収集方法
4 分 別 収 集	燃せるごみ	・生ごみ ・リサイクルできない紙 ・小枝、落ち葉 ・皮革、合成皮革製品 ・廃プラスチック類 など	ごみ集積所  ・午前6時頃から 8時までに排出
	不燃ごみ	・陶磁器類 ・ガラス類 など	
	缶・びん・ ペットボトル	・缶、びん類 ・ペットボトル ・金属製のフタ など	
	容器包装 プラスチック	・トレイ、バック類 ・カップ、ボトル類 ・袋、ラップ類 など	
粗大ごみ	・家具類 ・ブランコ等遊具類 ・電化製品 など	—	・戸別収集（申込制） ・直接搬入
使用済み乾電池	乾電池（ボタン型、充電式を除く）	—	乾電池回収箱 （店頭などの拠点収集）
使用済み小型充電式電池	・リチウムイオン電池 ・ニカド電池 ・ニッケル水素電池	—	回収箱 （公共施設3箇所）
使用済み小型家電	小型家電17品目	—	回収ボックス （公共施設等16箇所）
水銀使用製品	体温計・温度計・血圧計	—	回収箱 （公共施設等15か所）
インクカートリッジ	家庭で使用済みになったもの	—	回収箱 （公共施設等14か所）
集団資源回収	・新聞紙 ・雑誌類 ・段ボール ・紙パック ・その他の紙 ・古着、古布類 ・缶以外の金属 ・蛍光管類	品目に応じ、ひも掛け など	・町内会・自治会等の実施 団体が決める集積所など ・市の廃棄物関連施設等でのサンデーリサイクル
臨時収集ごみ	・公園清掃ごみ ・町内清掃ごみ など	・分別方法は、ごみの状況に応じて個別に対応 ・随時収集	
へい死獣 有害鳥獣	—	—	・随時収集（申込制） ・直接搬入

## (2) 収集運搬に関する施策

ごみの収集運搬は、分別排出されたごみを、生活環境の保全に支障とならないように、適正な処理・資源化へとつなげる手段です。

ごみ質の変化、処理・資源化技術の発達、高齢化社会等の環境変化などに応じて市民サービスの向上と効率的な収集・運搬体制を整備していきます。

① 収集区域 本市の行政区域内の全域を収集区域とします。

② 分別区分ごとの収集方法・回数

表 3-2 収集方法・回数等

分別区分	収集方法・回数	収集・運搬主体	搬入先
4 分 別 収 集	燃せるごみ	定日収集： 2回/週 (ごみ集積所)	直営および委託 横須賀ごみ処理施設 焼却施設
	不燃ごみ	定日収集： 2回/月 (ごみ集積所)	直営および委託 横須賀ごみ処理施設 不燃ごみ等選別施設
	缶・びん・ ペットボトル	定日収集： 1回/週 (ごみ集積所)	直営および委託 リサイクルプラザ
	容器包装 プラスチック	定日収集： 1回/週 (ごみ集積所)	直営および委託 リサイクルプラザ
粗大ごみ	戸別収集(申込制)：随時 直接搬入	委託	横須賀ごみ処理施設 不燃ごみ等選別施設
使用済み乾電池 使用済み小型充電式電池 使用済み小型家電 水銀使用製品 インクカートリッジ	拠点収集： 随時 (店頭など)	直営	民間資源化施設
集団資源回収	実施団体が決める日時：随時 市の廃棄物関連施設等でのサン デーリサイクル：4回/月	—	「段ボール、紙バック、 その他の紙」はリサイク ルプラザに搬入
臨時収集ごみ	随時	直営	—
へい死獣 有害鳥獣	申込制 随時収集・直接搬入	委託	小動物火葬施設
許可収集ごみ	随時 (主に事業系一般廃棄物)	許可業者	焼却施設
直接搬入ごみ	随時	排出者自ら運搬	種類に応じ各処理施設

### ③ 収集運搬車両の低公害車使用

収集運搬車両の更新の際は、車種・台数等を見直し、環境性能を重視した車両を運行することにより、温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量を削減する等、SDGsの達成や環境負荷低減に努めます。



### (3) 中間処理に関する施策

中間処理は、収集・運搬されたごみの種類に応じて、それぞれに適した方法で処理することにより、生活環境を保全し、公衆衛生の向上を図るものです。

各処理施設における処理の過程でも再使用、再生利用、熱回収を推進することにより、循環型都市の推進を目指します。

### ① 再資源化施設（リサイクルプラザ）での処理

「缶・びん・ペットボトル」と「容器包装プラスチック」の容器包装廃棄物、集団資源回収品目中の「段ボール、紙パック、その他の紙」を資源化処理、売却ができる状態に選別、保管し、主に容器包装リサイクル法に対応した再資源化を行います。



容器包装プラスチックの分別作業



ペットボトルのベール



びんの分別作業

② 焼却施設（横須賀ごみ処理施設）での処理

燃せるごみとして収集、搬入されたもののほか、不燃ごみ等選別施設で破砕、選別した後の可燃物などを焼却し、最終処分するごみ量の減容、衛生的処理を行います。



燃せるごみピット内の様子



焼却炉内の様子

③ 不燃ごみ等選別施設（横須賀ごみ処理施設）での処理

収集、搬入された不燃ごみ、粗大ごみを再利用できるもの、できないものを仕分け作業（前処理）し選別します。

破砕処理を行い、資源物（鉄類、アルミ類）と可燃物、不燃物に選別します。可燃物は焼却処理し、不燃物は埋立処分を行います。



前処理ヤード



不燃ごみ等の投入ステージ